告示

○法務省告示第百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

一

名称	所在地
［略］	［略］
札幌国際日本語学院	北海道
札幌ランゲージセンター	北海道
［略］	［略］
盛岡情報ビジネス専門学校	岩手県
青葉外国語学院	宮城県
［略］	［略］
国際アカデミーランゲージスクール	宮城県
仙台国際日本語学校	宮城県
［略］	［略］
国際アート&デザイン大学校日本語科	福島県
福島日本語学院	福島県
［略］	［略］
マロニエ日本語学院	栃木県
山幸日本語学校	群馬県
［略］	［略］
埼玉日本語学校	埼玉県
さきたま国際学院	埼玉県
［略］	［略］
亀田医療技術専門学校日本語学科	千葉県

改正前

別表第一

一

名称	所在地
［同上］	［同上］
札幌国際日本語学院	北海道
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
盛岡情報ビジネス専門学校	岩手県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
国際アカデミーランゲージスクール	宮城県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
国際アート&デザイン大学校日本語科	福島県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
マロニエ日本語学院	栃木県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
埼玉日本語学校	埼玉県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
亀田医療技術専門学校日本語学科	千葉県